

令和 8 年度 辰野町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 6 月 1 日

1. 趣旨

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定により当町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この方針の適用範囲は、当町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

4. 調達の対象となる障害者就労施設

調達の対象となる障害者就労施設は町内の施設とし、物品等の調達が可能な次の施設とする。

- (1) 就労継続支援事業所（B 型）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障がい者を多数雇用している企業等

5. 調達の対象品目及び調達目標

(1) 物品

- ①消耗品・印刷（名刺）ほか
- ②その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ①清掃
- ②草刈、花壇整備
- ③軽作業（紙折り、封入、組立て等）
- ④その他障がい者就労支援施設が提供可能な役務

（目標額）

区分	種別	目標額（千円）
物品	消耗品・印刷 その他	90
役務	清掃等	405
合計額		495

6. 調達推進方法

(1) 町は、障がい者就労施設から調達可能な物品購入及び役務提供についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各関係機関に対し障がい者就労施設への優先調達を依頼する。

(2) 障がい者就労施設への調達にあたっては、発注可能な物品等を各関係機関において十分に検討する。

7. 調達方針及び調達実績の公表

(1) 町における障がい者就労施設からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページにより公表する。

(2) 年間の調達実績については、翌年度の5月末までに実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8. 当該調達方針に基づく相談窓口

この調達方針に基づく相談窓口は保健福祉課とし、調達に関する契約についての窓口はまちづくり政策課とする。

令和7年度実績額 (492,250 円)

(内訳)

①物品購入金額(消耗品) 88,000 円

②役務の提供(清掃作業委託) 404,250 円